

緊急通報体制整備事業

けがや病気などの緊急時に、ボタンを押すだけで通報できる、緊急通報装置を貸与する事業です。

●対象者●

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 身体障害者手帳1級または2級に該当する者のみで構成される世帯に属する者

●設置機器● ※金額は令和6年度のものです。

- ① 固定電話回線専用機器：月額使用料 2,200 円
 - ② L T E 回線(携帯電話)専用機器：月額使用料 3,740 円
- ※固定電話がある場合は①の機器を優先して設置します。

●料金負担●

対象者世帯の**世帯員全員が住民税非課税**の場合は、月額使用料は**市が負担**します。

対象者世帯の**世帯員の誰かが住民税課税**の場合は、月額使用料は**対象者負担**です。

※電話回線契約料や通話料等は世帯の課税状況に関わらず対象者負担です。

※機器設置料は基本的には無料ですが、①の機器を固定電話の横以外に設置する場合は別途費用がかかる場合がありますので、設置時にご確認ください。その場合の設置料は対象者負担です。

●申請●

- ① 申請書兼同意書 ② 承諾書 ③ 契約書 2 枚 ④ 申請時チェック表を提出してください。

※③契約書は、鯖江市と申請者で1枚ずつ保管することになりますので、必ず同じ内容のものを2枚提出してください。日付は空白で提出してください。

●設置条件●

緊急時に対象者宅に駆け付け、現場確認を行う【近隣協力員】を親族以外の者で、2名登録してください。登録についての依頼は対象者から直接していただき、②承諾書に署名をいただいでください。

※近隣協力員が1名も登録できない場合は要相談となります。

●設置●

申請後、市から利用通知書を送付します。その後、委託した業者から設置日程調整の連絡があります。